

# 「中小企業等協同組合法施行規則（省令）」及び「中小企業等協同組合法施行規程（告示）」の一部改正について

平成24年 4月  
中小企業庁 経営支援課

## 1. 改正の趣旨

共済事業を行う特定共済組合等の支払余力比率（※1）について、その信頼性をより向上させるため、中小企業等協同組合法施行規則（平成20年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号。以下「規則」という。）及び中小企業等協同組合法施行規程（平成20年金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号。以下「規程」という。）の支払余力の算定方式等に関する改正を行なうとともに、併せて、所要の改正を行う。

なお、民間保険やJA共済等についても同様の改正が行なわれている。

（※1）

○支払余力比率とは、通常の予測を超えて発生する諸リスクに対応するための支払余力を、どの程度備えているかを判断するための健全性の指標。（中小企業等協同組合法第58条の4において規定、より具体的には規程第12条及び第13条で規定。）

## 2. 改正の概要

（1）支払余力の算定方式の見直し

- ①繰延税金資産の算入制限（規則第149条、規程第12条関係）
- ②共済掛金積立金等剰余部分の算入制限（規則第149条、規程第12条関係）
- ③負債性資本調達手段等の算入制限（規程第12条） 等

（2）リスク（※2）計測の算定方式の見直し

- ①各リスク係数の信頼水準の引上げ（規程第14条、別表第1関係）
- ②各リスク係数の基礎となるデータの更新（規程第14条、別表第1関係）
- ③巨大災害リスクの算定方法について、原則として工学的事故発生モデルを用いた方法を導入（規程第14条、別表第2関係） 等

（※2）一般共済リスク、巨大災害リスク、予定利率リスク、財産運用リスク等を指す。

（3）その他

- 共済計理人の確認事項及び確認業務の追加（規則第162条～163条） 等

## 3. 施行日（予定）

平成25年3月31日